

新客観点数項目および点数

(令和6年7月1日から適用)

項	目	内 容	点 数
	所在地要件	塩尻市内に本社又は営業所等を有する業者に加点する。 ① 市内に本社を有する業者 ② 市内の営業所等の従業員数が20人以上の業者 ③ 市内の営業所等の従業員数が10人以上20人未満の業者 ④ 市内の営業所等の従業員数が10人未満の業者 《確認方法等》 ・ 入札参加資格申請時に本社又は営業所等の有無を確認する。 ・ 市税等が完納されている業者に限る。 ・ 市税等の納付状況は、毎年確認する。	55 15 10 5
I 地 域 要	除雪・塩カル 散布業者	前年度に次の実績を有する業者に加点する。 ① 除雪の実績を有する業者で除雪延長が10Km以上の者 ② 除雪の実績を有する業者で除雪延長が5Km以上10Km未満の者 ③ 除雪の実績を有する業者で除雪延長が5Km未満の者 ④ 塩カル散布の実績を有する業者で散布延長が10km以上の者 ⑤ 塩カル散布の実績を有する業者で散布延長が5km以上10km未満の者 ⑥ 塩カル散布の実績を有する業者で散布延長が5km未満の者 《確認方法等》 ・ 建設課の資料で確認する。 ・ 新規に協力を希望する業者については、除雪等のための機材及び除雪等に対する体制等を確認し、条件を満たしている場合には、作業を依頼することとし、実績が確認できた翌登録年度から加点する。 なお、「水道施設」及び「管」工事には、加点しない。	25 20 15 15 10 5
件	災 害 協 定	①塩尻市と災害協定を締結している業者に加点する。 《確認方法等》 ・ 災害協定の締結先を危機管理課に確認する。 ・ 組合等が締結している場合は、当該組合等を構成する者を含むこととし、構成員については、組合等から資料の提出を求める。 ・ 新規に締結を希望する業者については、申請書等の提出を求め協定を締結し、締結した翌登録年度から加点する。 ②地域防災計画に位置づけられた団体の構成員に加点する。	10 10
	水道施設等 の修理業者	前年度に水道施設等修理工番の実績を有する業者に加点する。 《確認方法等》 ・ 上水道課の資料で確認する。 ・ 新規に協力を希望する業者については、水道当番に対する体制等を確認し、条件を満たしている場合には、水道当番を依頼することとし、実績が確認できた翌登録年度から加点する。 なお、「水道施設」及び「管」工事に限り、加点する。	20

	ボランティア活動等	<p>前年度に次の実績を有する業者に加点する。</p> <p>① 塩尻市が主催する行事等への参加協力</p> <p>② ボランティア活動等の地域貢献活動実績</p> <p>③ 塩尻市消防団協力事業所の認定業者</p> <p>《確認方法等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①については、行事等の担当課に参加業者を確認する。 ※該当する行事等は、原則として次のとおりとする。 ア みんなで守ろう高ボッチ高原の自然、水道週間清掃活動 イ 市長が認める行事 ②については、自己申告とし、地域貢献の実績調書等の提出を求める。 ※該当する活動は、原則として次のとおりとする。 ア 公共用地又は公共施設（学校、保育園、福祉施設、公園、河川敷、広範囲に渡る公共道路等）の清掃、整備又は修繕等 （注：自社周辺に限った清掃等は対象外） イ 区又は地区等の要請により、地域内の清掃等への協力 ウ 市長が認める活動 組合等での実績であっても、実際に参加している構成員の実績とするので、参加したことが確認できる書類等を求める。 ③については、認定事業所を危機管理課に確認する。 従業員の3パーセント以上が消防団員として入団し、消防団活動について積極的に配慮している場合に限り加点する。 新規に締結を希望する業者については、協力事業所と認定された翌登録年度から加点する。 	5 5 5
II	ISO等の認証取得	<p>① ISO9000 シーズの認証を取得している業者に加点する。</p> <p>② ISO14000 シーズの認証、エコアクション21の認証登録又は塩尻スタンダードの認証登録している業者に加点する。</p> <p>《確認方法等》</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己申告とし、入札参加資格審査申請時に認証の写しの提出を求める。 	5 5
III	指名停止	<p>直前2年度における指名停止に応じて減点する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 直前2年度における指名停止月数×(-10)点 指名停止期間が1か月に満たない期間がある場合は、1か月として算出する。 <p>《確認方法等》</p> <ul style="list-style-type: none"> 財政課契約検査係の資料で確認する。 	
IV	① 工事成績評定	<p>直前2年度の工事成績評定に応じて加点（減点）する。 （工事成績評定の平均点-60点）×0.5（最大20点）</p> <p>※工事件数2件以上の場合のみ加点とする。</p> <p>小数点以下1位を四捨五入し整数とする。 特定J Vの場合はそれぞれの業者に加点</p> <p>《確認方法等》</p> <ul style="list-style-type: none"> 財政課契約検査係の資料で確認する。 	20
	② 優良表彰	<p>直前2年度に塩尻市から受けた業者に加点する。</p> <p>《確認方法等》</p> <ul style="list-style-type: none"> 財政課契約検査係の資料で確認する。 	5
V 労働環境	① 子育て応援宣言	<p>県が実施している「社員の子育て応援宣言制度」に登録している業者に加点する。</p> <p>《確認方法等》</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己申告とし、登録証の写しの提出を求める。 	5
	② 職場いきいきアドバンスカンパニー	<p>県が実施している「職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度」に登録している業者に加点する。</p> <p>《確認方法等》</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己申告とし、登録証の写しの提出を求める。 	5

VI 労働福祉	① 前年度の6月1日における障がい者の法定雇用率達成者に加点する。 ② 前年度の1月1日において雇用義務のない者が障がい者を雇用している場合に加点する。 《確認方法等》 ・ 自己申告とし、障害者雇用状況報告書等の写しの提出を求める。	5
VII SDGs	県が実施している「長野県 SDGs 推進企業登録制度」に登録している業者に加点する。 《確認方法等》 ・ 自己申告とし、登録証の写しの提出を求める。	5

※ 対 象

塩尻市内に本社又は営業所等を有する建設業者に付与する。